

議題3 子苑第一幼稚園及び子苑第二幼稚園の認定こども園への移行について

学校法人那加学園から、令和9年4月より、子苑第一幼稚園及び子苑第二幼稚園を幼稚園型認定こども園へ移行したい旨の申し出がありました。

つきましては、その利用定員の設定にあたり、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき、各務原市子ども・子育て会議の意見を伺います。

子ども・子育て支援法第31条第2項

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

1. 施設の概要

設置者	法人名	学校法人那加学園
	住所	各務原市
	代表者	理事長 小島 陽太郎
施 設	施設名	(1)子苑第一幼稚園 (2)子苑第二幼稚園
	住所	(1)各務原市蘇原花園町4丁目28番地 (2)各務原市鵜沼三ツ池町1丁目48番地
	施設種類	未移行幼稚園
沿 革	(1)昭和43年 (2)昭和48年	幼稚園として認可 幼稚園として認可

2. 移行理由

- ・在園児の保護者や地域内から、保育ニーズの高まりを感じている。
- ・0歳児から2歳児(いわゆる3号認定こども)の受け入れが可能となり、就労している保護者の選択肢が増えることや、兄弟での通園がしやすくなるなど、市民にとって多くのメリットが期待できる。
- ・令和8年8月時点で新2号認定こども※が189名(子苑第一:92名、子苑第二:97名)在園しており、保育の必要性が認められる児童が一定数存在している。

以上のことから、認定こども園への移行を検討する。

※市から保育認定を受け、預かり保育料の無償化の対象となる児童であり、認定こども園の2号認定こどもに相当する。

3. 移行後の内容

施設種類	(変更前) 未移行幼稚園 ⇒ (変更後) 幼稚園型認定こども園							
施設名	(変更前) 子苑第一(第二)幼稚園 ⇒ (変更後) 仮称:認定こども園子苑第一(第二)幼稚園							
利用定員	子苑第一 幼稚園	1号	2号	3号			2・3号	合計
				0歳	1・2歳	小計		
			変更前	520	－	－	－	－
	変更後	130	170	6	26	32	202	332
	増減	▲390	170	6	26	32	202	▲188
	子苑第二 幼稚園	1号	2号	3号			2・3号	合計
				0歳	1・2歳	小計		
			変更前	400	－	－	－	－
	変更後	130	170	6	26	32	202	332
	増減	▲270	170	6	26	32	202	▲68
その他	令和8年度中に3歳未満児の受入れに必要な保育室等の改修や安全な保育が提供できる環境になる設備の改修を行う。							